

軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付の確認申請に関するQ & A（令和7年9月版）

Q1 医師の医学的な所見の確認方法はどのような方法がありますか。

A1 ①主治医意見書、②診断書、③照会による方法があります。
主治医意見書は直近の要介護認定時のもので確認しますが、その後に状態変化があれば不適切となる場合があります。また診断書は利用者に自己負担が発生します。そのため、担当の介護支援専門員・担当職員が聴取により医師の所見を照会する方法でも差し支えありません。この場合、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に照会内容を記録し、保存してください。

Q2 A1の③の照会はどうに行うのですか。

A2 書面、FAX、電子メール等による照会が望ましいですが、電話、面会による聴取でも差し支えありません。書面により意見照会をする場合は、小牧市作成の参考様式（HP掲載）を活用してください。聴取の場合は、医療機関名、医師名、日時及び内容を必ず記録してください。
（参考様式）小牧市公式ホームページ>事業者の方へ>福祉・介護>介護保険>軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付について

Q3 担当の介護支援専門員・担当職員が主治の医師から所見を聴取し、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に記載する場合、どのように記載すればよいですか。

A3 ①疾病名を含む医学的所見、②該当する状態（例 寝返り困難、医学的に寝返りが禁止されている等）、③下記のi）～iii）のどの状態像に該当するかについて記載してください。なお、②の該当する状態は具体的に記載し、聴取日、聴取方法（電話又は面会等）、医療機関名、医師氏名等も併せて記載してください。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者
（例）パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者
（例）がん末期の急速な状態悪化
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者
（例）ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

※利用者等告示＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）

記載例〔i）の場合〕

両ひざの関節リウマチであり、朝は特に痛みが激しくベッドからの起き上がりが困難。状態が変動しやすく、時間帯によって頻繁に起き上がりが困難な状態にあり、i）の状態像に該当する者であることを●年●月●日、●●病院の●●●●●医師に電話で所見を聴取した。

Q4 医師から、所見は看護師や相談員を通じて電話で回答したいと話がありましたが、医師から直接所見を聴取しなくてもよいですか。

A4 医師から直接所見を入手することを原則としますが、当該医師の属する医療機関の看護師や相談員から所見を聴取する場合は、その情報について一定の安全性・正確性が保証されることから、例外的に認めます。その場合は聴取した相手及び医師名、日時、内容等を記録してください。

Q 5 医師から、所見は家族に伝えてあるので家族から聞いてくださいと話がありました
が、医師から直接所見を聴取しなくてもよいですか。

A 5 当該医師の属する医療機関の関係者以外の者を通じて医師の所見を聴取することは
Q 4 の場合と異なり、その情報について一定の安全性・正確性が保証されるとは言い
難いことから、たとえ医師からの指示であったとしても認められません。

Q 6 主治医意見書を作成した主治医と異なる医師から医学的所見を聴取してもよいです
か。

A 6 疾患が複数ある場合それぞれに専門医がいる場合もあるため、主治医意見書を作成
した主治医と異なる医師から所見を聴取しても差し支えありません。なお、利用者の
診断をしていない医師に疾患についての医学的所見を求めることは適切ではありません。

Q 7 市に確認申請をする際に、申請書に添付するサービス担当者会議の議事録に医師か
ら聴取した所見が A 3 のように記載されている場合は、「医師の医学的な所見を確認
できる書類」の添付は省略可能ですか。

A 7 省略可能です。

Q 8 市に確認申請した場合は、いつから例外給付で福祉用具貸与が可能ですか。

A 8 市が書類を確認し適正であると判断した場合には、申請日の利用分から例外給付
による介護給付費の算定が可能です。なお、確認通知前に貸与を開始する場合は、
利用者に対して自費負担等の可能性の説明をお願いします。

Q 9 要介護認定新規・区分変更・更新申請中（更新申請中の場合は、認定結果が有効期
間内に出ない場合）に、軽度者には該当しない見込みで、例外給付対象種目となる福
祉用具の貸与を開始していたが、認定の結果、軽度者に該当することとなった場合、
どうしたらよいですか。

A 9 当該福祉用具の貸与開始前に、利用者の状態像を確認し、医師の医学的な所見を照
会してからサービス担当者会議等で例外給付の必要性を検討している場合に限り、認
定日から2週間以内に市に確認申請をすることで例外的に貸与開始日に遡って介護給
付費の算定を認めます。その際に添付するサービス担当者会議の議事録については暫
定ケアプラン作成時のもので構いません。

Q 10 要介護認定新規・区分変更・更新申請中（更新申請中の場合は、認定結果が有効期
間内に出ない場合）に、軽度者に該当する見込みで、例外給付の確認申請をした場合
、認定の結果、担当事業所が変わったとき（要支援者から要介護者になり、担当事業
所が地域包括支援センターから居宅介護支援事業所になる等）は、確認申請書類の
再提出が必要ですか。

A 10 再提出は不要です。この場合、変更前後の担当事業所間で必要な連携をしてくだ
さい。また、その後の認定申請で介護度が変わり担当事業所が変わった場合は、Q 1 4
より市に確認申請をする必要があります。

Q 11 末期がん等の方の急な退院等により早急な対応が必要なときは、例外給付確認申請
日以前の軽度者に対する福祉用具貸与利用は認められますか。

A 11 介護給付の算定は原則申請日以降の利用分しか認められませんが、末期がん等の方
の急な退院等により早急な対応が必要なときは、利用者の状態像を確認し、医師の医
学的な所見を照会してからサービス担当者会議等で例外給付の必要性を検討している
場合に限り、貸与開始日から2週間以内に市に確認申請をすることで貸与開始日に遡
って介護給付費の算定を認めます。早急な対応が必要なときに該当するかどうか判断
が難しい場合は市にお問い合わせください。

Q 1 2 三者委託をしている場合、委託先の事業所が市に確認申請をすることは可能ですか。

A 1 2 利用者が要支援 1 又は要支援 2 の場合は地域包括支援センターが担当事業所となりますので、地域包括支援センターが申請者となります。ただし、委託先の居宅介護支援事業所と地域包括支援センターで適切な連携がされている場合は、申請者名は地域包括支援センターのままで居宅介護支援事業所が代理で確認申請書を提出しても差し支えありません。

Q 1 3 既に市から例外給付の確認通知を受けているケースで、区分変更申請や更新申請の結果、介護度が変わらない場合でも再申請は必要ですか。

A 1 3 介護度が変わらない場合、再申請は不要です。また要支援 1 から要支援 2（要支援 2 から要支援 1）のように介護度が変わっても申請者（利用者の担当事業所（地域包括支援センター））が変わらない場合は再申請は不要です。ただし、Q 1 9 により例外給付の必要性の見直しは行ってください。

Q 1 4 既に市から例外給付の確認通知を受けているケースで、区分変更申請や更新申請の結果、介護度が要支援から要介護（要介護から要支援）に変わった場合は、再申請は必要ですか。

A 1 4 申請者（利用者の担当事業所）が変わりますので、改めて居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）が市に例外給付の確認申請をする必要があります。ただし、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所の利用者が、要支援から要介護（逆も含む）になり、引き続き同じ居宅介護支援事業所を利用する場合は、再申請は必要ありません。

Q 1 5 既に市から例外給付の確認通知を受けているケースで、転居等により利用者の担当事業所が変わる場合は、再申請は必要ですか。

A 1 5 転居等により担当の地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所が変わる場合は再申請が必要です。なお、三者委託先の居宅介護支援事業所が変わる場合は再申請は不要です。

Q 1 6 市から例外給付の確認通知を受けていたケースで、利用者の状態が改善した等の理由で一度中止した福祉用具の貸与を再開する場合は、再申請は必要ですか。

A 1 6 改めて利用者の状態像を確認し、医師の医学的な所見を照会してからサービス担当者会議等で例外給付の必要性を検討した上で、再申請が必要です。

Q 1 7 市から例外給付の確認通知を受けていたケースで、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が地域包括支援センターからの三者委託を終了し、直接契約による介護予防支援を行う場合は、再申請は必要ですか。

A 1 7 申請者（利用者の担当事業所）が変わりますので、改めて居宅介護支援事業所が市に例外給付の確認申請をする必要があります。また、逆に介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が、直接契約を終了し、地域包括支援センターから三者委託を受けて介護予防支援を行う場合は地域包括支援センターから再申請が必要です。

Q 1 8 市から例外給付の確認通知を受けて特殊寝台付属品のサイドレールを利用しているが、利用者の状態の変化により追加でサイドテーブルが必要になった場合、再申請は必要ですか。

A 1 8 同じ種目内で福祉用具の追加や変更をする場合、市への確認申請は不要です。ただし、サービス担当者会議等で検討した内容を議事録等に適切に記録し、保存してください。

Q 1 9 例外給付で福祉用具貸与を開始後、例外給付の必要性の見直しを行うのはどのようなときですか。

A 1 9 利用者が要介護認定の区分変更又は更新で認定を受けた場合は、サービス担当者会議等の開催により、専門的な見地からの意見を求め居宅（介護予防）サービス計画の変更の必要性について検討することとされていることから、少なくとも、区分変更又は更新で認定を受けた時点において、一連の確認を再度行う必要があります。また、認定の変更申請をするまでにはいかなくとも、利用者の状態に変化があり、貸与種目の追加や変更の必要がある場合は、同様に、一連の確認を再度行う必要があります。
なお、確認を行った場合はその内容をサービス担当者会議等の議事録等に適切に記録し、保存してください。

Q 2 0 直近に例外給付申請をしていた方で、介護度やお身体の状態に変化がなく、居宅介護支援事業所のみ変更となる場合、医師の意見書は前回申請時と同じものを使用してもよいですか。

A 2 0 直近のお身体の状態に関して確認したものであれば、変更前の居宅介護支援事業所にお身体の状態に変化がないことを確認し、引き継いだ旨記録を残した上で、同じものを添付していただいても構いません。